

事業系ごみ処理手数料の減免について

1 趣旨

令和4年1月に値上げを予定している「事業系燃やすごみ処理手数料」については、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢を考慮し、当面の間、現行手数料を据え置く。

2 据え置きの方法

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第30条の4に基づき一部免除とする。

市長は、天災その他の理由により特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、第30条及び第30条の2に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。（条例より抜粋）

事業系廃棄物処理手数料

- ・市が収集、運搬及び処分する場合の手数料
燃やすごみ袋、燃やさないごみ袋
中サイズ 現行 165 円 改正後 206 円 差額 41 円を免除
大サイズ 現行 255 円 改正後 318 円 差額 63 円を免除
- ・事業者が処理施設まで運搬し、市が処理をする場合の手数料
100kg 以下
現行 1,200 円 改正後 1,500 円 差額 300 円を免除
100kg を超える場合、上記金額に 10kg ごとに加算
現行 120 円 改正後 150 円 差額 30 円を免除

※現行の手数料については参考資料のとおり

3 期間

令和4年1月1日から6月30日までの半年間とする。以降は社会情勢を見極めながら期間の延長を検討する。

別表第3（第30条の2関係）

事業系廃棄物処理手数料

1 市が収集、運搬及び処分をする場合

| 事業系廃棄物の区分 | | 手数料の額 |
|-----------|--------------------|-------|
| 燃やすごみ | 事業系有料指定袋の中に収納されたもの | 165円 |
| | 事業系有料指定袋の外に収納されたもの | 255円 |
| 燃やさないごみ | 事業系有料指定袋の中に収納されたもの | 165円 |
| | 事業系有料指定袋の外に収納されたもの | 255円 |

注 事業系有料指定袋の種類ごとの大きさは、規則で定める。

2 事業者が処理施設まで運搬し、市が処分をする場合

| 事業系廃棄物の区分 | 手数料の額 | |
|-----------|----------------|--------------------------------------------|
| 燃やすごみ | 100キログラム以下の場合 | 1,200円 |
| | 100キログラムを超える場合 | 1,200円に、100キログラムを超えた重量10キログラムにつき120円を加算した額 |
| 生ごみ | 100キログラム以下の場合 | 800円 |
| | 100キログラムを超える場合 | 800円に、100キログラムを超えた重量10キログラムにつき80円を加算した額 |

注 100キログラムを超えた重量に10キログラム未満の端数が生じたときは、これを10キログラムに切り上げる。